

商品概要説明書

多目的ローン

商品名	多目的ローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○ J Aの組合員の方。 ○ お借入時の年齢が満 18 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 71 歳未満の方。 ○ 原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方。 ○ 原則として、勤続（または営業）年数が 6 か月以上の方。 ○ 生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。 ○ J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○ その他 J Aが定める条件を満たしている方。
資金使途	<p>○ 生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、以下の資金は対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① JA で納付される相続税・贈与税を除く税金支払資金 ② 負債整理資金 ③ 所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金 ④ 営農資金および事業資金
借入金額	○ 10 万円以上 500 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○ 6 か月以上 10 年以内とします。
借入利率	<p>○ 次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【変動金利型】</p> <p>お借入時の利率は、3月1日および9月1日の各 J Aの基準金利（短期プライムレート）により、年 2 回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の各 J Aの基準金利（短期プライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、3月1日および9月1日の各 J Aの基準金利（長期プライムレート）により、年 2 回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>○ 利率は店頭に掲示します。詳細については、J Aの融資窓口へお問い合わせください。</p>

返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年2回返済方式（専業農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。												
担保	○不要です。												
保証人	○JAが指定する保証機関（群馬県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。												
保証料	○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入額 100万円あたりの一括支払保証料（例）】 <table border="1" data-bbox="539 698 1347 799"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1年</td> <td>2年</td> <td>3年</td> <td>4年</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>11,767</td> <td>20,892</td> <td>30,102</td> <td>39,395</td> <td>48,768</td> </tr> </table> （お借入利率 年 4.975%、保証料 年 1.80%の場合）	お借入期間	1年	2年	3年	4年	5年	保証料（円）	11,767	20,892	30,102	39,395	48,768
お借入期間	1年	2年	3年	4年	5年								
保証料（円）	11,767	20,892	30,102	39,395	48,768								
団体信用生命共済（保険）	○ご希望によりJA所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。 ご利用にあたっては借入利率に所定の利率が加算されます。 詳しくは、JAの融資窓口までお問い合わせください。												
9大疾病補償保険	○ご希望により、団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に所定の利率が加算されます。 詳しくは、JAの融資窓口までお問い合わせください。												
手数料	○ご融資の際、手数料が必要となる場合がございます。 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、事務手数料が必要となる場合がございます。 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は条件変更手数料が必要となる場合がございます。												
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、JA本支店（所）にお申し出ください。JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。JA本支店（所）またはJAバンク相談所にお申し出ください。 群馬弁護士会 （紛争解決センター） 電話：027-234-9321												

その他	<ul style="list-style-type: none">○お申込みに際しては、JAおよびJAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。 なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、電子契約サービス手数料（消費税等含む。）が必要です。○現在のお借入利率やご返済額の試算については、JAの融資窓口までお問い合わせください。○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。
-----	---

JAバンク群馬

(注) 1 借入利率は、「変動金利型」、「固定金利型」の計2種類から選択します。